## 厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第4期)の改正について 一別紙「政策体系」の変更一

- 施策目標Ⅵ 施策目標3-1
- -変更前-
  - 3-1 母子保健衛生対策の充実を図ること
- -変更後-
  - 3-1 母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する 一時金の円滑な支給を図ること

## -変更理由-

## 施策目標3-1の変更について

- 〇 旧優生保護法については、これまで「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」(与党WT) や「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」(超党派議連)において議論され、 平成31年3月14日に与党WT及び超党派議連において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」が了承され、平成31年4月24日に全会一致で成立し、公布・施行された。
- 本法律に基づく一時金に関する事務は厚生労働省が担うこととされているが、旧優生保護法は母性保護もその目的の一つとしていたこと、また、平成8年に旧優生保護法が改正された後の母体保護法も同様に、母性の生命健康の保護をその目的としていることから、妊産婦その他母性の保健の向上に関する施策に係る政策体系であるWI-3-1に入れることが妥当であるが、現在の「母子保健衛生対策の充実」には含まれ得ないことから、「及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給」を付け加えることとしたい。